# 生産緑地地区内行為廃止届出書

（様式18）

（法第8条第２項第2号関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月　　日　（あて先）京 都 市 長　様　　　　　　　　　　　　　　　　（行為者）住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　　－　　生産緑地法第８条第１項の規定に基づき，　　　建築物その他工作物の新築，改築又は増築　　　宅地の造成，土石の採取その他の土地の形質の変更　　の許可を受けた下記施設について，　　　　　水面の埋立て又は干拓　　　　　　　　　　　　　　廃止しましたので，届出します。記　１　行為の場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 地　目 | 地　積 |
|  |  | ㎡ |
| 許可番号及び許可年月日 | 京都市指令都企計第　　　　　号　　　　　　　　年　　月　　日 |

　２　廃止年月日

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止年月日 | 年　　月　　日 |

　　　３　その他　　　・現況写真（施設の解体前・解体後・農地に復元後）　　　　　　 |

注　意

本届出書は，主たる農業従事者の死亡または故障等により廃業し，かつ，その者の事由により生産緑地の買取り申出を行う場合は届出る必要はない。